

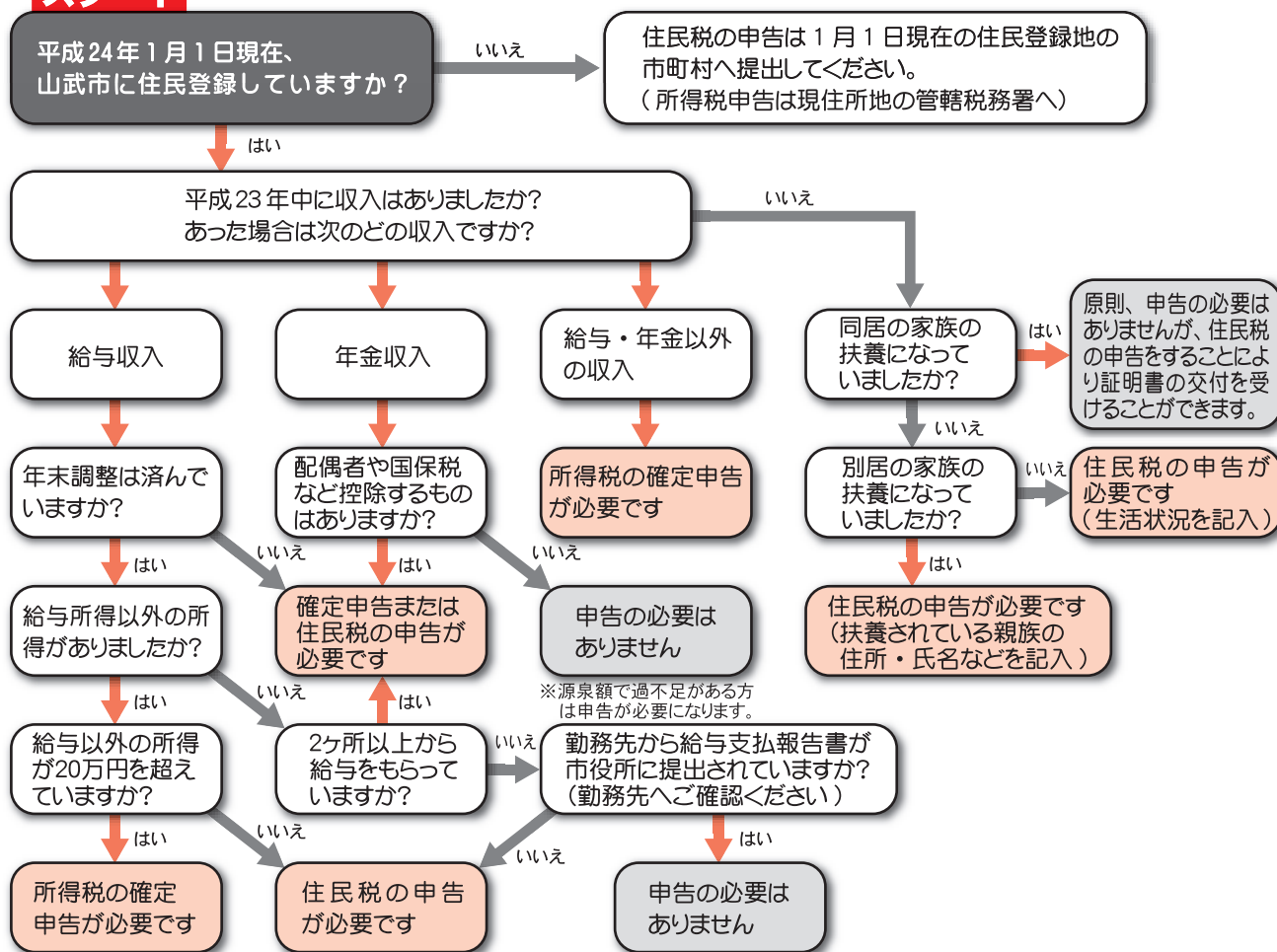
# 確定申告・住民税申告

平成23年分の所得税確定申告書・住民税申告書の提出は  
**2月16日(木)から3月15日(木)まで**

☎ 課税課市民税係 ☎(80)1281

**あなたは所得税や住民税の申告をする必要があるでしょうか？**

## スタート



## 注意

収入が無かった場合でも住民税の申告が必要な場合があります。  
 上記のフロー図により申告が必要ないとされた方でも、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの軽減判定やその他の行政サービスを受ける上で申告が必要となることがあります。  
 また、所得の証明を必要とする場合は、申告がされていないと証明書を発行することができません。

## 【申告に必要となるもの】

共通 印かん(自動印不可)・申告書(お手元にある場合)

給与・年金所得 源泉徴収票(原本)

または収入金額を証明するもの

事業所得(農業・営業・不動産)

収支内訳明細書または収入や経費がわかる帳簿・書類 ※租税

公課については納税通知書等を

確認してください。

雑所得(個人年金・内職など) 保

険会社などから送付される通知

など

一時所得 保険満期の通知など

医療費控除 医療費などの領収書

(対象とならない場合もあります) ※補てんされた場合は、そ

の金額のわかるもの

社会保険料控除 国民年金保険料

控除証明書 ※注意 国民健康保険

税、後期高齢者医療保険料、介護

保険料は納税通知書、領収書など

で納付額を確認してください。

※電話によるお問い合せは、お答

えできないことがあります。

生命保険料控除・地震保険料控除

保険会社などが発行する控除額

証明書

寄附金控除 寄附先の発行する寄

附金受領証明書など

## 申告相談受付日程表

給与所得者で年末調整をされていない方や農業・自営業の方などを対象とした住民税の申告や簡易な確定申告は市役所で受付します。山武市役所相談会場では、下記の日程で都合の悪い方や地区指定以外の方も受付をしています（土日祝日を除く）。例年、申告会場では午前中が大変混雑し長時間お待ちいただいています。比較的午後の方が空いていますので、ご利用の際のご協力をお願いします。なお、山武・松尾・蓮沼の出張所窓口では、所得税の確定申告書の提出および相談を行っていませんのでご注意ください。

### 注意

次の方は、市役所では相談を行っていませんので東金税務署で申告をしてください。

譲渡所得（土地、建物、株式などを売った場合）や青色申告をされる方、雑損控除（東日本大震災で被害を受けた方）、贈与税や消費税の申告をされる方

		対象地区および対象者		
		受付時間：午前の部 9：00～11：00（混雑状況によっては受付時間の変更もあります。） 午後の部 13：00～16：00		
日付	曜日	山武市役所相談会場（3階 大会議室）	出張相談会場	
2月	16日	年金収入・給与収入の方	出張相談は行なっていません	
	17日			
	20日	地区指定なし		蓮沼口・平
	21日			蓮沼ハ・ホ
	22日			蓮沼イ・ニ
	23日			成東
	24日	姫島・殿台・津辺・島		出張相談は行なっていません
	27日	市場・親田・川崎・和田・板附・湯坂		
	28日	野堀・嶋戸・真行寺・新泉・富田・寺崎・早船・柴原		
29日	上横地			
1日	下横地・草深・五木田・小泉・富口・富田幸谷			
3月	2日	白幡	出張相談は行なっていません	
	5日	本須賀		
	6日	木戸・小松・松ヶ谷イ		
	7日	松ヶ谷ロ・井之内		
	8日	出張相談に都合がつかない方		山武出張所 (あららぎ館)
	9日			埴谷
	12日			戸田・麻生新田・中津田・板川・板中新田・沖渡
	13日			横田・実門・大木
	14日			木原・矢部
	15日			椎崎・日向台・美杉野
	森・雨坪・武勝・下布田・植草			
	出張相談は行なっていません			

### 【所得税の確定申告が必要なくても住民税の申告が必要な方とは】

- ◆ 農業や自営業、不動産所得などのある方で、確定申告の必要ない方
- ◆ 給与以外の所得が20万円以下の方
- ◆ 給与所得のみの方で、勤務先から給与支払報告書が市役所に提出されていない方
- ◆ 公的年金などを受給している方で、市役所に公的年金等支払報告書が提出されていない方
- ◆ 申告書の発送については、前回の申告状況等を基に行っていますが、場合により送付されないことがあります。平成23年中に所得のあった方や転入された方で所得のあった方は、申告書の受領の有無にかかわらず申告手続きをしてください。

◆ **東日本大震災により住家・家財などに被害を受けた方** 所得税の軽減または免除を受けられる場合があります。東金税務署や税理士にご相談ください。

◆ **譲渡所得の申告** 平成23年中に土地（借地権）、建物等の不動産や、ゴルフ会員権、株式等の資産を売った場合は、譲渡所得等について所得税の確定申告が必要です。（譲渡所得の申告は、東金税務署や税理士にご相談ください。）

◆ **事業所得の方は収支内訳書の添付を** 営業・農業・不動産所得を申告される際は、総収入金額や必要経費の内訳を記載した「収支内訳書」を作成のうえ申告会場においでください。

◆ **所得税が還付となる場合** 金融機関の口座番号のわかるもの（申告者本人名義に限る）

◆ **住宅借入金等特別控除**（平成23年中に10年以上のローンでマイホームを取得した方）  
源泉徴収票（原本）、購入者本人の住民票、収入印紙の貼付された売買契約書または請負契約書（写し）、登記事項証明書（原本）、金融機関の借入金年末残高証明書、計算明細書